

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
膀胱腎盂ビデオスコープ売買契約	埼玉メディカルセンター 院長 細田 洋一郎 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成29年11月27日	株式会社 栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,560,600	-				-	
放射線治療装置寝台上下動モーター交換 修理	埼玉メディカルセンター 院長 細田 洋一郎 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成29年11月29日	東芝メディカルシステムズ株式会社 さいたま市北区土呂町1-45-10	当該装置は日常的に使用する装 置であり、早急な対応が必要な為、 JCHO会計規程第52条第4項に該 当	-	2,322,000	-				-	
マンモグラフィー用X線管球交換修理	埼玉メディカルセンター 院長 細田 洋一郎 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成29年12月15日	東芝メディカルシステムズ株式会社 さいたま市北区土呂町1-45-10	当該装置は日常的に使用する装 置であり、早急な対応が必要な為、 JCHO会計規程第52条第4項に該 当	-	1,663,200	-				-	
高周波手術装置一式の売買契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成29年12月25日	株式会社ウイン・インターナショナル さいたま市中央区下落合1071-1	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,458,000	-				-	
法律顧問契約	埼玉メディカルセンター 院長 細田 洋一郎 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成29年12月27日	仁邦法律事務所 東京都新宿区新宿1-9-3	高度な知識・経験など、いわば知 的財産の観点からの選考が必要で あり、競争契約には馴染まない為、 JCHO会計規程第52条第4項に該 当	-	1,555,200	-				-	
UpToDateサイトライセンス契約	埼玉メディカルセンター 院長 細田 洋一郎 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年1月26日	株式会社ウオルターズ・ヘルスジャパン 東京都港区三田1-3-31	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,261,603	-				-	
インスリンポンプ賃貸借契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	株式会社ウイン・インターナショナル さいたま市中央区下落合1071-1	安全性確保のため、患者における 操作習熟性の観点から従来使用し ている機種継続使用が必要なため JCHO会計規程第52条第4項に 該当	-	4,291,920	-				-	
在宅酸素療法の用に供する酸素供給装置 の保守点検業務委託及び賃貸借契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	帝人在宅医療株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-1	安全性確保のため、患者における 操作習熟性の観点から従来使用し ている機種継続使用が必要なため JCHO会計規程第52条第4項に 該当	-	33,245,000	-				-	
人工呼吸器・持続陽圧呼吸療法装置等賃 借契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	フリップス・レスピロニクス合同会社 東京都港区港南2-13-37	安全性確保のため、患者における 操作習熟性の観点から従来使用し ている機種継続使用が必要なため JCHO会計規程第52条第4項に 該当	-	1,445,580	-				-	
平成30年度放射線性医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	法令等により契約の相手方が特定 されているため(放射線障害防止 法第4条・4条の2による届出(販 売)・許可(廃棄))、JCHO会計規程 第52条第5項に該当	-	27,892,512	-			公社	-	単価契約
平成29年度血液製剤購入単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	日本赤十字社 関東甲信越ブロック血液セ ンター 東京都江東区辰巳2-1-67	閣議決定(S39.8.21)により契約の相 手方が特定されているためJCHO 会計規程第52条第5項に該当	-	54,977,791	-			特社	-	単価契約
上下水道契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	さいたま市水道局 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	地域独占により契約の相手方が特 定されている為、JCHO会計規程第 52条第4項に該当	-	67,130,621	-				-	
料金後納郵便	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	業務独占により契約の相手方が特 定されている為、JCHO会計規程第 52条第4項に該当	-	4,443,555	-				-	

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
採血管準備システム保守契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	日本電気株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10番17号	当該機器を保守できる唯一の業者 である為、JCHO会計規程第52条 第4項に該当	-	1,535,760	-				-	
電話回線使用契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都港区港南一丁目9番1号	地域独占により契約の相手方が特 定されている為、JCHO会計規程第 52条第4項に該当	-	3,720,213	-				-	
埼玉メディカルセンター外構改修工事	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年7月31日	清水建設(株) 関東支店 埼玉県さいたま市大宮区下町1-51	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,706,400	-				-	
血管撮影装置 管球交換修理	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年8月24日	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2丁目16番1号 品川イ ストワンタワー12階	JCHOにおける医療機器一括保守 業務委託契約に関する請負業者で あり、保守内容に関する免責事 項、修理作業・部品交換等を一括 管理している唯一の業者であるた め、JCHO会計規程第52条第4項に 該当	-	15,336,000	-				-	
ボイラー第一種圧力容器定期検査準備工 事	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年8月31日	株式会社丹波工業所 埼玉県さいたま市西区三橋5-1628	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,420,200	-				-	
オーダーリングシステム再リース契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年8月31日	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区神田小川町1-5-1	費用対効果を検証の結果、機器の 更新よりも安価な再リースとしたこ とにより、履行可能な業者が現行 業者に限られるため、JCHO会計規 程第52条第4項に該当	-	12,960,000	-				-	
オーダーリングシステム及び検体検査シス テム保守契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年9月5日	日本電気株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目 10-17	パッケージソフトウェア等、製造者 による固有の仕組み(著作権)が備 わっているシステムであり、他の業 者に保守・修理を行わせると安定 的な稼働が担保されないため、 JCHO会計規程第52条第4項に該 当	-	31,978,152	-				-	
シャッター付カーットの調達	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年9月5日	株式会社 栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,306,800	-				-	
エアマットレスの調達	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年9月6日	株式会社 栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6	JCHO会計規程第52条第5項に該 当	-	1,073,520	-				-	
キャンノン社製大型医療機器修理	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年9月27日	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2丁目16番1号 品川イ ストワンタワー12階	JCHOにおける医療機器一括保守 業務委託契約に関する請負業者で あり、保守内容に関する免責事 項、修理作業・部品交換等を一括 管理している唯一の業者であるた め、JCHO会計規程第52条第4項に 該当	-	4,981,381	-				-	
地域医療協議会 会場使用契約	埼玉メディカルセンター 院長 吉田 武史 さいたま市浦和区北浦和4-9-3	平成30年11月5日	浦和ロイヤルパインズホテル さいたま市浦和区仲町2-5-1	地域医療協議会開催にかかる講 演会場について、近隣施設で200名 収容でき、講演会場としてふさわし い施設が当該会場しかない為、 JCHO会計規程第52条第4項に該 当	-	2,098,116	-				-	